

議員提出第34号議案

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する
条例の件

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成30年6月22日提出

提出者 神戸市会議員

北山 順一	安井 俊彦	平野 昌司
安達 和彦	守屋 隆司	坊 やすなが
むらの 誠一	坊 池 正	平井 真千子
山口 由美	佐藤 公彦	河南 ただかず
長瀬 たけし	しらくに高太郎	山下 てんせい
五島 大亮	植中 雅子	かわべ 宣宏
岡田 ゆうじ	吉田 健吾	上 嶋 寛弘
松本 のり子	金沢 はるみ	森本 真
大かわら 鈴子	山本 じゅんじ	赤田 勝紀
西 ただす	味口 としゆき	今井 まさこ
林 まさひと	朝倉 えつ子	大前 まさひろ
吉田 謙治	大澤 和士	北川 道夫
壬生 潤	藤本 浩二	向井 道尋
沖久 正留	菅野 吉記	軒原 順子
堂下 豊史	高瀬 勝也	徳山 敏子
藤原 武光	池田りんたろう	大井 としひろ
川内 清尚	川原田 弘子	岩田 嘉晃
平木 博美	人見 誠	永江 一之
あわはら 富夫	小林 るみ子	松本 しゅうじ

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第

30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「東灘区 9人」を「東灘区 10人」に、
「長田区 5人」を「長田区 4人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

理 由

各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により，各選挙区において選挙すべき議員の数は，次のとおりとする。

選挙区	議員数
<u>東 灘 区</u>	9 人
灘 区	6 人
中 央 区	6 人
兵 庫 区	5 人
北 区	10人
<u>長 田 区</u>	5 人
須 磨 区	7 人
垂 水 区	10人
西 区	11人

<u>東 灘 区</u>	10人
<u>長 田 区</u>	4 人